

公益社団法人桐生法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人桐生法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 税務知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、主に桐生税務署管内を中心として群馬県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 桐生税務署の管轄区域内に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同する者
- (2) 特別会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は企業・団体（正会員を除く。）

(入会)

第6条 本会の正会員及び特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 第11条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) この定款その他の規則に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(経費の負担)

第11条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
- 3 会費は、その5分の2以上を公益目的事業、残余はその他の事業及び法人会計のために充てるものとする。

第4章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 15名以上 30名以内
監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、10名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補充により選任された理事又は監事の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第17条 理事及び監事は、第28条の規定に基づく総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の遂行に要した費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 顧問、相談役、参与、委員、部員

(顧問、相談役及び参与)

第19条 本会に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
- 3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第20条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員は、会員たる法人の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(支部及び部会)

第21条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、支部及び部会を設置することができる。

- 2 支部は支部長、副支部長、支部理事、監事及び支部会員をもって構成し、部会は部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 前項の支部長、副支部長、支部理事及び監事並びに部会長及び副部会長は、支部及び部会の推薦により、会員たる法人の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

第6章 総 会

(構成)

第22条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員報酬及び費用に関する規程
- (4) 貸借対照表・正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 総会は、法令による別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求できる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、議長である会員を除く出席した当該正会員の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定めた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は総正会員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面による議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各役員に対して通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合で、決議に加わることできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の種別)

第38条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、総会において基本財産とすることを決議した財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第39条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算等)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類及び次に掲げる書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 役員名簿

(3) 役員の報酬及び費用に関する規程

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類とその明細

4 第2項の定時総会終了後、直ちに貸借対照表を第50条の方法により公告するものとする。

(会 計)

第 4 3 条 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更等)

第 4 4 条 この定款は、第 2 8 条第 2 項の規定に基づく総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第 4 5 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第 4 6 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、第 2 8 条第 1 項の規定に基づく総会の決議により、1 ヶ月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、本会と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 4 7 条 本会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、第 2 8 条第 1 項の規定に基づく総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第 1 0 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 8 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 4 9 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 0 条 本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般社団・財団法人法第 1 2 8 条第 3 項に規定する措置により開示する。

第 1 2 章 事務局

(設置等)

第 5 1 条 本会の事務を処理するため、事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局の組織及び運営に関する規則等によるものとする。

第13章 補 則

(委任)

第52条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経た規則・規程に委ねる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事(会長)は、次のとおりとする。
代表理事(会長) 木村俊一
- 3 本会の最初の業務執行理事(副会長、専務理事)は、次のとおりとする。
業務執行理事(副会長)
福田英雄、能澤孝博、朝倉 泰、横塚榮三郎、山口正夫、樋口京司、松島孝三、木村光一
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を前事業年度の末日とし、設立の登記の日を新事業年度の開始日とする。